

1 趣旨・背景等

(1) 趣旨

令和6年4月から施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」)により、新たに策定が義務付けられた県計画(令和6～7年度)を策定する。

(2) 現状・背景等

- これまで、婦人保護事業については、「売春防止法」を根拠に、「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的に実施されてきた。
- 女性の支援ニーズが多様化する中、法的な根拠は見直されないまま、婦人保護事業の支援対象は、生活困難、DV、ストーカー、人身取引被害者等に拡大されてきたが、婦人保護事業の根拠を売春防止法とすることの制度的限界が指摘され、令和4年5月、議員立法により「困難女性支援法」が成立し、多様な支援対象や、支援にあたっての福祉的な視点が明記された。

≪「困難女性支援法」の概要≫

【目的・基本理念】(第1条)

困難な問題を抱える女性支援にあたって、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定(=従来からの「旧売春防止法」に基づいた「保護更生」の視点からの脱却)

【支援の対象】(第2条)

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(=多様な支援対象者を法律上明記)

【新たに求められる事項】

- ・「女性相談支援センター」の設置 ※従来の「婦人相談所」が該当
- ・「女性相談支援員」の配置 ※従来の「婦人相談員」が該当
- ・「女性自立支援施設」の設置 ※従来の「婦人保護施設」が該当
- ・民間団体との協働による支援 ※行政では対応が行き届きにくい部分の補完
- ・支援調整会議の設置 ※関係機関、民間団体で支援内容を協議する場の設定。守秘義務あり。

2 計画期間及び位置づけ

(1) 計画期間

令和6(2024)年度～令和7(2025)年度〔2年間〕

※政策的に関連の深い「ひろしまDV防止・被害者支援計画」と改定時期を合わせ、次期改定時に一体のものとして策定

(2) 計画の位置づけ

- ① 困難女性支援法第8条第1項に規定する都道府県計画として策定する。
- ② 「安心の誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の「地域共生社会」に掲げる目指す姿と整合を図る。
- ③ 「ひろしまDV防止・被害者支援計画」と整合を図る。
- ④ 「わたらしい生き方応援プランひろしま」の領域Ⅲ「安心して暮らせる環境の整備」と整合を図る。

3 広島県の女性相談の現状と問題点、取組の方向性

(1) 相談支援

現状	<p>➤ 婦人相談所の相談件数（電話及び面接）は、年間 2,000 件程度。 相談の主訴で主要なものは、「家族・親族関係(離婚問題、家庭不平等)」、「その他人間関係(男女問題、ストーカー等)」、「DV」。</p> <p>面接相談（全相談件数の 1 割程度）においては、9 割近くが暴力についての相談。面接相談は、警察や市町から勧められて相談に至るケースが多い。 相談全体では若年層（～20 代）の相談は少ないが（表 3：6.8%）、面接相談ではその比率が高まる（25.1%）。</p> <p>➤ 市町の相談件数（電話及び面接）は、年間 4,000-5,000 件程度。</p> <p>➤ 婦人相談員は、こども家庭センターには計 8 名配置（会計年度任用職員のみ）。 市町においては 10 市に設置済だが、配置のない市町では母子父子自立支援員等が業務を兼任し、全市町において女性相談に対応。</p> <p>➤ 女性相談は、支援対象者本人の意思を尊重した支援が基本。</p>	<p>表 1【面接相談の主訴】 (%)</p> <table border="1"> <tr><td>暴力(パートナー)</td><td>73.3</td></tr> <tr><td>暴力(その他)</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>家族・親族関係</td><td>7.1</td></tr> <tr><td>その他人間関係</td><td>1.9</td></tr> <tr><td>生活問題</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.2</td></tr> </table>	暴力(パートナー)	73.3	暴力(その他)	14.3	家族・親族関係	7.1	その他人間関係	1.9	生活問題	3.2	その他	0.2										
	暴力(パートナー)	73.3																						
	暴力(その他)	14.3																						
家族・親族関係	7.1																							
その他人間関係	1.9																							
生活問題	3.2																							
その他	0.2																							
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の福祉犯罪(買春、淫行、児童ポルノ等)被害者数は年 150 人程度で、その 7-8 割が女子。 警察での相談や街頭補導後、継続支援となったものは、R 4 年 38 件。 うち、性犯罪に関係したものが 29 件で、対象のほとんどが女子。 また、警察では、インターネットや SNS 上で、未成年がパパ活や援助交際等に関する投稿をしていないかサイバーパトロールを実施。 	<p>表 2【面接相談の来談経路】 (%)</p> <table border="1"> <tr><td>本人自身 (警察・市町等から勧められたもの含む)</td><td>51.3</td></tr> <tr><td>警察関係</td><td>25.3</td></tr> <tr><td>市の婦人相談員</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>福祉事務所</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>他の相談機関</td><td>3.4</td></tr> <tr><td>医療機関</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>社会福祉施設等</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>他県の婦人相談所</td><td>0.1</td></tr> <tr><td>知人・縁故関係</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.9</td></tr> </table>	本人自身 (警察・市町等から勧められたもの含む)	51.3	警察関係	25.3	市の婦人相談員	10.9	福祉事務所	5.7	他の相談機関	3.4	医療機関	0.3	社会福祉施設等	0.1	他県の婦人相談所	0.1	知人・縁故関係	0.9	その他	1.9			
本人自身 (警察・市町等から勧められたもの含む)	51.3																							
警察関係	25.3																							
市の婦人相談員	10.9																							
福祉事務所	5.7																							
他の相談機関	3.4																							
医療機関	0.3																							
社会福祉施設等	0.1																							
他県の婦人相談所	0.1																							
知人・縁故関係	0.9																							
その他	1.9																							
<p>表 3【相談者の年齢構成】 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談全体</th> <th>うち面接相談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20歳未満</td><td>0.7</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>20-29歳</td><td>6.1</td><td>20.2</td></tr> <tr><td>30-39歳</td><td>12.3</td><td>30.3</td></tr> <tr><td>40-49歳</td><td>16.2</td><td>22.2</td></tr> <tr><td>50-59歳</td><td>39.7</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>60歳以上</td><td>19.1</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>不明</td><td>5.9</td><td>0.8</td></tr> </tbody> </table>		相談全体	うち面接相談	20歳未満	0.7	4.9	20-29歳	6.1	20.2	30-39歳	12.3	30.3	40-49歳	16.2	22.2	50-59歳	39.7	10.7	60歳以上	19.1	10.9	不明	5.9	0.8
	相談全体	うち面接相談																						
20歳未満	0.7	4.9																						
20-29歳	6.1	20.2																						
30-39歳	12.3	30.3																						
40-49歳	16.2	22.2																						
50-59歳	39.7	10.7																						
60歳以上	19.1	10.9																						
不明	5.9	0.8																						
問題点とその要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の婦人相談所ではDV等暴力に関する相談や対応が主要となっているため、離婚問題やストーカー等、相談内容は多様化する中で、多様な相談に対する婦人相談員の専門性やノウハウの蓄積ができていない。 ● 相談者のうち若年女性は、警察等の紹介を受けて面接相談にくるケースが多くなっている。DV被害者を対象とした県政世論調査(R 2)において、公的な相談機関に相談しなかった理由として、「どこに相談したらよいかわからなかったから(33.3%)」、「相談してもむだだと思ったから(66.7%)」、「相談してもどんな支援を受けられるかわからなかったから(33.3%)」といった回答が、20代で特に多くなっており、婦人相談所の機能や支援内容が十分に認知されていないことや公的な機関に対する抵抗感等が相談のハードルになっていると考えられる。 																							
取組の方向性(案)	<p>◎ 相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力を含む多様な困難を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しながらも、適切な支援をするためには、女性相談支援員の資質向上等の方策を検討する。 ・ 特に若年女性は、困難な状況が深刻になってから表面化する状況にあることから、相談支援先の周知や、行政等に相談する抵抗感の低減など、早期に相談しやすい環境の整備を検討する。 																							

(2) 一時保護

現状	<p>➤ 県内一時保護件数は年間 80 件前後。うち、児童を伴うケースが約 6 割。 一時保護の理由は、DV が 7 割強、その他の暴力が 2 割弱、生活問題が 1 割弱であるが、DV 被害者の安全確保のため一律秘匿性の高い処遇としている（通信機器等の利用制限、通学・通勤や外出は原則認めない等）。</p> <p>そのため、支援対象者が一時保護を要する状況にも関わらず同意しない（早期退所する）場合がある。</p> <p>➤ 暴力等の被害者は心理的ダメージを負っており、自立のためにはその回復が必要なため、保護中に、心理的ケアを受けられるようにしているが、利用は低調。</p> <p>➤ 保護中に、原則個別支援計画を策定し、退所時に市町や施設と共有している。</p> <p>➤ 退所後の行先は、地域での生活が約 5 割、施設入所が 2 割強。</p>
その問題点と要因	<p>● 保護の必要性が高いと思われる状況にも関わらず、保護に至らないケースがあり、国の基本方針においては、支援を受けることを躊躇させる要因として、携帯電話の使用制限など制約の高い生活環境しか提供できていないこと等が指摘されており、県の婦人相談所においても、同様の訴えがされるケースが生じている。</p> <p>● 心理的ケアを受けられる体制は構築しているものの、支援を活用するかは相談者の判断に委ねられていること、また、相談者に対して心理的ケアの必要性を適切に判断し、利用を促す仕組みがないことから、積極的な活用には結びついていない。</p>
取組の方向性（案）	<p>◎ 一時保護機能の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 一律に制約の多い生活環境しか提供されておらず、利用者のニーズに合致していないことから、支援対象者の状況（居住の秘匿の要否等）に応じた柔軟な一時保護先の生活環境の見直し等に取り組む。 一時保護中に心理的ケアの必要性の判断やプランニングを行う仕組みを検討する。

(3) 自立支援

現状	<p>➤ 帰宅した場合は、加害者に相談の事実を感知され、被害者への暴力の激化や相談妨害等のおそれがあることから、基本的に婦人相談所からは接触していない。</p> <p>➤ 施設入所した場合は、入所後の支援、市町等関係機関への同行・つなぎ、退所後のアフターフォロー等は、基本的に施設が実施している。</p> <p>定員充足率は 5-7 割程度。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種類</th> <th style="text-align: center;">入所対象等</th> <th style="text-align: center;">定員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 婦人保護施設（1 か所） （⇒女性自立支援施設） </td> <td> ・ 単身女性および未就学児を伴う女性 ・ 県（西部こども家庭センター）が入所決定 </td> <td> ・ 18 世帯 ・ 定員充足率は 5 割前後 </td> </tr> <tr> <td> 母子生活支援施設 （9 か所） </td> <td> ・ 児童を伴う女性 ・ 市町が入所決定 </td> <td> ・ 1 施設概ね 20 世帯程度 ・ 定員充足率は 7 割程度 </td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 市町によって、母子生活支援施設への入所方針が異なる（入所対象を DV 被害者に限る、原則県外の母子生活支援施設への入所を指導する等）。</p>	施設の種類	入所対象等	定員等	婦人保護施設（1 か所） （⇒女性自立支援施設）	・ 単身女性および未就学児を伴う女性 ・ 県（西部こども家庭センター）が入所決定	・ 18 世帯 ・ 定員充足率は 5 割前後	母子生活支援施設 （9 か所）	・ 児童を伴う女性 ・ 市町が入所決定	・ 1 施設概ね 20 世帯程度 ・ 定員充足率は 7 割程度
施設の種類	入所対象等	定員等								
婦人保護施設（1 か所） （⇒女性自立支援施設）	・ 単身女性および未就学児を伴う女性 ・ 県（西部こども家庭センター）が入所決定	・ 18 世帯 ・ 定員充足率は 5 割前後								
母子生活支援施設 （9 か所）	・ 児童を伴う女性 ・ 市町が入所決定	・ 1 施設概ね 20 世帯程度 ・ 定員充足率は 7 割程度								

問題点とその要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所せずに帰宅等した支援対象者の多くは、市町や関係機関の支援者とつながっていない状態となっており、現在の取組では、支援の実施主体となるべき市町に専門の部署がなく、また在宅支援のノウハウの蓄積もないことから、在宅の支援体制が脆弱な状況となっている。 ● 本人が母子生活支援施設への入所を希望していても、一部の市町において、入所の実例が乏しいことや、入所の効果や必要性が明確でないこと等を理由に、入所を認めないケースが生じており、市町に対するヒアリングでは、施設を活用した支援の効果や実例がわかりにくいことや、入所の可否の判断基準がないこと等が要因として挙げられている。
取組の方向性(案)	<p>◎ 自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後、帰宅等在宅で生活するケースは、サポート体制が弱いことから、心理的ケアも含め、自立に向けた継続的な支援の仕組みづくりを検討する。 ・ 自立支援にあたって、施設がもつ知見、ノウハウを有効に活用するための方策(入所好事例の市町間の共有による入所促進、施設が在宅の支援対象者に支援を提供する仕組み等)を検討する。

(4) 関係機関連携

現状	<p>➤ 市町において、DV被害者等の支援に関し、関係機関と連携する会議体(DV防止ネットワーク)を持っているのは22市町。 市町のDV防止ネットワークにおいて、関係者の情報共有は行われているものの、個別ケースの支援内容の検討までは行われていない。</p>
問題点とその要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談では、DV、精神疾患、貧困等複合的な課題を抱えた支援対象者が多く、障害福祉や生活保護等多分野連携が必須となるが、DV事案が多いことから秘匿性に配慮する必要がある一方で、関係機関との連携や守秘義務に関して法令等により明確に規定されていなかったため、積極的な情報連携は行われていない。
取組の方向性(案)	<p>◎ 関係機関で連携した支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援調整会議の設置や守秘義務について、困難女性支援法で規定されたことを踏まえ、全県において関係機関の連携体制の強化(支援調整会議の設置等)を図る必要がある。

4 有識者の意見

令和5年7月18日に開催した有識者による策定検討会での主な意見は、次のとおり。

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年女性は、支援の枠を示すと逃げていきがちで、支援の難しさがある。ここにくれば支援を受けられるという広報は重要。 ・ 特に暴力以外の困難要因や若年女性等については、相談支援のノウハウが充分ではない。県及び市町とも、相談員の育成が必要。 ・ 所管外と思われても、相談はまず受け入れるという姿勢が大切。話を丁寧に聞く中で、本当に抱えている問題が明らかになり、専門の機関につなぐことが可能。
------	---

一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 本人が希望すれば、確実に保護してもらえるような体制が必要。 保護中の処遇について、今は安全確保を優先し、携帯電話の使用等一律制限されているため、対象の拡大に合わせて、ニーズに合った対応が必要。
自立支援	<ul style="list-style-type: none"> いろいろと問題を抱えた女性は、支援制度の情報を提供するだけでは問題を解決できない人が多い。伴走型の支援ができる体制が必要。 現在、在宅支援等のメニューがないことから、施設入所とそれ以外の場合の支援内容に差が生じており、検討が必要。
関係機関連携	<ul style="list-style-type: none"> 支援の段階で、対応する機関が変わることがあるが、それまで対応してきた機関とのつながりが切れないようにすることが重要。 市町の庁内連携が課題。

5 計画の概要

(1) 基本理念

すべての女性が、人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らすことができる社会の実現

(2) 目指す姿

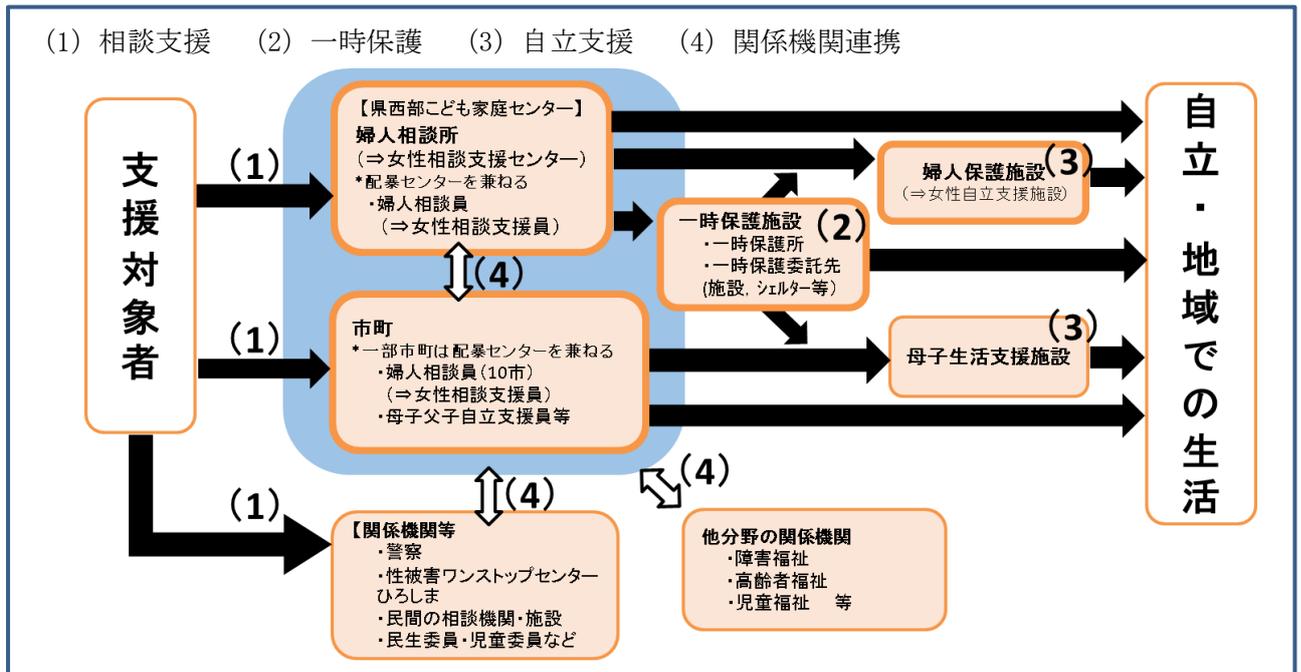
年齢、障害の有無、国籍等を問わず、すべての女性が、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた、又は抱えるおそれがある時に、その意思が尊重されながら、問題解決に向けて、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができています。

その結果、すべての女性が、置かれた状況や自らの意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営むことができっています。

(3) 施策体系

柱	取組の方向性（案）
相談支援	1 相談支援体制の整備
	(1) 早期に相談しやすい環境の整備
	(2) 女性相談支援員の対応力向上
一時保護	2 一時保護機能の見直し
	(1) 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施
	(2) 心理的ケアの実施
自立支援	3 自立支援の推進
	(1) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り
	(2) 施設やそのノウハウを活用した自立支援
関係機関連携	4 関係機関で連携した支援体制づくり

※参考【現在の相談支援体制】



主な相談支援機関	主な相談支援等の内容	
女性相談支援センター (旧婦人相談所) 《西部子ども家庭センター》	暴力、生活困窮等、女性に関する相談全般	電話相談、面接相談、一時保護、女性自立支援施設への入所措置、関係機関との連絡調整等
市町(女性・家庭相談窓口)		電話相談、面接相談、母子生活支援施設への入所措置、関係機関との連絡調整等
配偶者暴力相談支援センター 《西部・東部・北部子ども家庭センター、広島市、東広島市、安芸太田町》	DV	電話相談、面接相談、保護命令等のための証明、関係機関との連絡調整等
エソール広島	家庭不和、ハラスメント、DV、LGBT等	電話相談、面接相談、関係機関との連絡調整等
ひとり親家庭サポートセンター	ひとり親に関する就業、養育費、その他相談全般	電話相談、面接相談、出張相談、同行支援、関係機関との連絡調整等
にんしんSOS にんしん110番	予期しない妊娠等	電話相談、メール相談、面接相談、受診同行、初診料補助、関係機関との連絡調整等
性被害ワンストップセンター ひろしま	性被害	電話相談、面接相談、受診同行、専門機関(警察、弁護士、心理カウンセリング等)紹介等
警察 少年サポートセンター	DV、家出少年、福祉犯(買春、淫行・わいせつ、児童ポルノ等)	電話相談、面接相談、通報への対応、補導、継続面接等による支援等
一時保護施設(民間含む)	女性相談支援センターの一時保護決定により、支援対象者を一時的に保護	
女性自立支援施設(旧婦人保護施設)(民間)	女性相談支援センターの入所決定により、支援対象者(単身・未就学児同伴)の自立まで支援。退所後のアフターケア。	
母子生活支援施設(民間)	市町の入所決定により、支援対象者(児童同伴)の自立まで支援。退所後のアフターケア。	